

議案件名（令和元年第3回定例会）

予算案	5件（補正予算5件）
条例案	20件（制定4件、一部改正16件）
一般議案	4件（住居表示の実施1件、町の区域及び名称の変更1件、工事請負契約1件、市道路線の認定及び廃止1件）
決算関連議案	1件（未処分利益剰余金の処分1件）
決算の認定	18件
<hr/>	
計	48件

（ 予 算 案 ）

- 1 令和元年度千葉市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和元年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和元年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和元年度千葉市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和元年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算（第1号）

（ 条 例 案 ）

- 1 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
（総務局 総務部 人事課）
（総務局 総務部 給与課）
（消防局 総務部 総務課）

成年被後見人及び被保佐人が職員の欠格条項の対象から除外されたことに伴い、所要の改正を行う。

- (1) 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により地方公務員法が一部改正され、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない者を定めた欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」を削ることとされたことから、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例ほか7条例について所要の改正を行う。
- (2) 施行期日 R元. 12. 14ほか
- (3) 法改正 R元. 12. 14施行(条例改正に係る部分)

2 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(保健福祉局 地域福祉課)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の償還金の支払猶予又は償還未済額の全部若しくは一部の償還免除に係る市町村への報告等の規定が新たに設けられたため、条項の追加等を行う。
- (2) 施行期日 公布の日
- (3) 法令改正 R元. 8. 1施行

3 千葉市国民健康保険財政調整基金条例の制定について

(保健福祉局 健康部 健康保険課)

国民健康保険財政調整基金を設置する。

- (1) 国民健康保険の健全な財政運営に資するため、基金を設置する。
＜積み立てる額＞
平成30年度決算において確保した実質収支のうちの一部(490, 204千円)
- (2) 施行期日 公布の日

4 千葉市中心身障害者扶養共済条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課)

年金管理者に係る成年被後見人等の欠格条項を改める。

- (1) 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」において成年被後見人等に係る欠格条項等に係る措置の見直しが行われたことを踏まえ、心身障害者扶養共済制度の年金管理者(※)に係る成年被後見人等の欠格条項を改める。
※年金管理者
受給者本人が請求手続や管理が困難であると認められる場合に、心身障害者扶養共済制度に係る年金の受領・管理を行う者
- (2) 施行期日 R元. 12. 14
- (3) 法改正 R元. 12. 14施行

5 千葉県印鑑条例の一部改正について (市民局 市民自治推進部 区政推進課)

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、登録印鑑に旧氏を使用することを可能とするほか、所要の改正を行う。

- (1) 氏に変更があった者について旧氏の住民票への記載ができることとされたことを踏まえ、登録を受けることができる印鑑について旧氏を使用しているものを可能とする。
- (2) 印鑑登録証明書の記載事項の「氏名」について、旧氏を追加する。
- (3) 施行期日 R元. 11. 5ほか
- (4) 政令等改正 R元. 11. 5施行

6 千葉県競輪事業施設整備基金条例の制定について

(経済農政局 経済部 公営事業事務所)

競輪事業施設整備基金を設置する。

- (1) 250競輪による競輪事業の継続に伴い、選手宿舎の改修等に備えて基金の積立てを行うため、施設整備を目的とした基金を設置する。
<積み立てる額>
938, 201千円(繰越金等)
- (2) 施行期日 公布の日

- 7 千葉県子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例の制定について (こども未来局 こども未来部 幼保運営課)

保育の質を確保するため、認可外保育施設の無償化対象範囲を、国が定める基準を満たす施設に限定する。

- (1) 子ども・子育て支援法の一部改正後5年間は国が定める基準を満たさない認可外保育施設も無償化の対象となるが、同法により無償化の対象範囲を条例で限定することができることとされたことから、本市においては、保育の質を確保するため、認可外保育施設の無償化対象範囲を、国が定める基準を満たす施設に限定する。

・ 国が定める基準（施設に配置する従業者及びその員数等に係る基準）（抜粋）

項目		認可外保育施設	(参考) 認可施設
必要施設	乳児室	○ (1.65㎡/人)	○ (1.65㎡/人)
	ほふく室		○ (3.30㎡/人)
	保育室		○ (1.98㎡/人)
必要職員	配置基準	0歳 3:1 1・2歳 6:1 3歳 20:1 4・5歳 30:1	同左
	資格	有資格者 (1/3以上)	有資格者 (全員)
ベビーシッター		研修要件有 (新設)	研修要件有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室は、採光及び換気が確保されていること。 ・ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。など 	

- (2) 利用者、事業者への周知期間の確保等のため、猶予期間を1年間設ける。
 (3) 施行期日 R2.10.1
 (4) 法令改正 R元.10.1施行

- 8 子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について (こども未来局 こども未来部 こども企画課)

院外処方せんにより薬局で薬を受け取った場合について、自己負担額を定める。

- (1) 院外処方せんにより薬局で薬を受け取った場合の自己負担額を、0歳から小学校3年生までは1回につき300円、小学校4年生から中学校3年生までは1回につき500円とする。
 (2) 施行期日 R2.8.1

9 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について (こども未来局 こども未来部 幼保支援課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、設備の基準を改める。

(1) 改正内容(国基準と同様の改正)

建築基準法が直接適用されていた児童福祉施設等の3階建ての建物の耐火性能基準が、建築基準法の改正により一部緩和(延べ面積200㎡未満の建物は規制なし)されたため、保育所及び認定こども園の建物について、これまでと同様の耐火性能基準を維持する。

(2) 改正する条例

ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

イ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

(3) 施行期日 公布の日

(4) 省令等改正 R元. 7. 31施行

10 千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (こども未来局 こども未来部 幼保支援課)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の基準を緩和するほか、連携施設の確保及び食事の提供に係る経過措置を延長する。

(1) 改正内容

ア 卒園後の受け皿となる連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)を確保しなければならないこととなるまでの期間を5年間延長することとする。(R7. 3末まで)

イ 保育所型事業所内保育事業(定員20名以上の事業所内保育事業)については、当該事業において恒常的に満3歳以上の児童を受け入れている等の場合は、卒園後の受け皿確保を不要とする。

ウ 自宅以外の場所で保育を提供する家庭的保育事業者について、利用乳幼児に対する食事の提供を事業所内で調理する方法によらずに行うことができる期間を5年間延長することとする。(R7. 3末まで)

(2) 施行期日 公布の日

(3) 省令改正 H31. 4. 1施行

- 11 千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (こども未来局 こども未来部 幼保支援課)
(こども未来局 こども未来部 幼保運営課)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育事業の連携施設の基準を緩和するとともに、連携施設の確保に係る経過措置を延長するほか、副食費を徴収することとする。

(1) 改正内容

- ア 卒園後の受け皿となる連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)を確保しなければならないこととなるまでの期間を5年間延長することとする。(R7. 3末まで)
- イ 保育所型事業所内保育事業(定員20名以上の事業所内保育事業)については、当該事業において恒常的に満3歳以上の児童を受け入れている等の場合は、卒園後の受け皿確保を不要とする。
- ウ 職員が病気等の際に代わって保育を提供する施設について、連携施設の確保が著しく困難な場合は、小規模保育事業者等によることができることとする。
- エ 保育料の一部として保護者が負担していた3歳児から5歳児までの保育の必要のある子ども(2号認定子ども)に関する副食の提供に要する費用について、幼児教育・保育の無償化に伴い、施設が保護者から支払を受けることができる費用とすることとする。
- (2) 施行期日 公布の日((1)エについては、R元. 10. 1)
- (3) 府令改正 R元. 5. 31施行((1)エについては、R元. 10. 1)

- 12 千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例の一部改正について
(こども未来局 こども未来部 幼保運営課)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法律の用語の修正に伴い、条例で引用する用語を修正する。
- (2) 施行期日 R元. 10. 1
- (3) 法改正 R元. 10. 1施行

13 千葉県職員の特種勤務手当支給条例の一部改正について

(教育委員会事務局 教育総務部 教育給与課)

教員特殊業務のうち部活動指導業務に係る手当の額を改定する。

- (1) 国庫負担金の算定方法等の見直しに伴い、手当の額を改定する。

・手当の額(日額)

業務	改正前	改正後
学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	4時間以上 3,600円	3時間以上 2,700円
対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	5,100円	練習試合引率 (4時間以上) 3,600円
		大会引率 5,100円

- (2) 施行期日 R元. 11. 1(学校における部活動指導については、経過措置としてR4. 10. 31までの間は、4時間以上3,600円、3時間以上4時間未満2,700円とする。)

14 千葉県職員配偶者同行休業に関する条例等の一部改正について

(教育委員会事務局 教育総務部 教育給与課)

配偶者同行休業及び育児休業に伴う任期を定めた職員の採用について、必要な事項を定める。

- (1) 配偶者同行休業に伴う代替職員について、臨時的任用職員に加え、任期を定めた職員(任期付職員)を採用することができることとする。
 (2) 配偶者同行休業及び育児休業に伴う任期付職員の勤務条件について定める。
 (3) 施行期日 公布の日

15 千葉県立小学校設置条例の一部改正について

(教育委員会事務局 学校教育部 学事課)

千城台北小学校及び千城台西小学校を統合し、新たに千城台わかば小学校を設置するとともに、千城台南小学校及び千城台旭小学校を統合し、新たに千城台みらい小学校を設置する。

- (1) 千城台わかば小学校の位置 若葉区千城台北1丁目4番1号(千城台北小学校の位置)
ただし、校舎等の大規模改修を実施するため、当分の間、若葉区千城台西2丁目21番1号(千城台西小学校の位置)とする。
- (2) 千城台みらい小学校の位置 若葉区千城台東3丁目18番1号(千城台旭小学校の位置)
- (3) 施行期日 R2. 4. 1((2)についてはR3. 4. 1)

16 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例の一部改正について

(教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正に伴い、共済掛金の額を改定する。

- (1) 高等学校の生徒及び特別支援学校(高等部)の生徒に係る共済掛金の額を改定する。
 - ・高等学校の生徒 1人・1年度につき1,380円→1,830円
 - ・特別支援学校(高等部)の生徒 1人・1年度につき920円→1,075円
- (2) 施行期日 R2. 4. 1
- (3) 政令改正 H31. 4. 26施行
(政令改正の趣旨・背景) 平成29年度以降の日本スポーツ振興センターの災害共済給付勘定において、高等学校等における給付支出の増大に伴い、繰越欠損金が発生していることから、制度を維持していくため、共済掛金の額を引き上げるもの

17 千葉県生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

(都市局 都市部 都市計画課)

生産緑地地区の区域の規模を300㎡以上の規模とする。

- (1) 生産緑地法の一部改正により、政令で定める基準(300㎡以上500㎡未満)に従い条例で生産緑地地区の区域の規模を定めることができるとされたことから、これまでの面積要件である500㎡を下回る小規模な農地の保全を目的として、生産緑地地区の区域の規模を定める。
- (2) 施行期日 公布の日
- (3) 法令改正 H29. 6. 15施行

18 千葉県建築関係手数料条例の一部改正について

(都市局 建築部 建築情報相談課)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の審査手数料等を定めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受ける場合の審査手数料の額は、建築物ごとにその規模等に応じ定めている審査手数料(※)の額の合計額とする。

※登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証等が添付されている場合(1棟あたり)

認定内容	区 分	手数料の額
建築物エネルギー消費性能向上計画	非住宅部分(300㎡未満)	9,200円
	非住宅部分(2,000㎡以上5,000㎡未満)	78,700円

- (2) 施行期日 法改正の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日

- (3) 法改正 政令で定める日(R元. 11. 17までの日)施行

19 千葉県都市公園条例の一部改正について

(都市局 公園緑地部 公園管理課)

千葉公園の野球場を廃止する。

- (1) 千葉公園の再整備にあたり、老朽化した野球場を廃止する。

・ 施設の概要

ア 所在地 千葉県中央区弁天4丁目1番1号(千葉公園内)

イ 敷地面積 24,750㎡

ウ 建築面積 158.59㎡

エ 収容人員 10,000人(内野=ベンチ・立ち見 5,000人、外野=芝生 5,000人)

- (2) 施行期日 R2. 4. 1

20 千葉県道路の構造に関する技術的基準を定める条例の一部改正について

(建設局 土木部 土木管理課)

道路構造令の一部改正に伴い、新たに自転車通行帯に関する規定を設けるほか、所要の改正を行う。

- (1) 自転車を安全かつ円滑に通行させるため車道の一部に「自転車通行帯」を設けるよう新たに規定する。

・ 自転車通行帯の幅員

1.5メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては1メートルまで縮小できることとする。

- (2) 自転車道の設置要件として、「設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を追加する。

- (3) 施行期日 R元. 12. 1

- (4) 政令改正 H31. 4. 25施行

(一 般 議 案)

1 住居表示の実施について (市民局 市民自治推進部 区政推進課)

新たに中央区都町及び若葉区加曾利町の一部の区域を住居表示実施区域とし、当該区域における住居表示の方法を街区方式とする。

(1) 住居表示実施日 R2.2.3

※対象区域

- ・面積 70.5ha
- ・人口 5,481人 (R元.6末日現在)

2 町の区域及び名称の変更について (市民局 市民自治推進部 区政推進課)

住居表示の実施に伴い、中央区都町及び若葉区加曾利町の一部の区域を新たに設置する都町4丁目から8丁目までに変更するとともに、中央区都町の一部の区域を都町3丁目に編入する。

(1) 効力発生日 R2.2.3

(2) 住居表示実施区域の内訳

	新 町 名	旧 町 名	面積(ha)	人口(人)
編入	都町3丁目	都 町	4.1	240
新設	都町4丁目	都 町	11.0	854
	都町5丁目	都 町	17.9	1,396
		加曾利町	2.3	247
	都町6丁目	都 町	15.1	1,524
	都町7丁目	都 町	11.4	953
都町8丁目	都 町	8.7	267	
合 計			70.5	5,481

※ R元.6末日現在

3 工事請負契約について(千葉市中央図書館・生涯学習センター空調熱源改修工事)
(都市局 建築部 建築管理課)

施工場所	中央区弁天3丁目7番7号
工事概要	(1)主熱源機器改修工一式 (2)空調機器改修工一式
契約方法	制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
契約金額	363,000,000円
工期	契約締結日の翌日から450日間
請負者	福井・三成建設共同企業体

- (1) 竣工から19年が経過し、空調熱源機器の老朽化が進行していることから、改修を行う。
(2) 工事内容
ア 主熱源機器改修 吸収式冷温水発生器、冷却塔、冷温水ポンプ、冷却水ポンプ等交換
イ 空調機器改修 空冷ヒートポンプパッケージエアコン交換

4 市道路線の認定及び廃止について (建設局 土木部 路政課)

認定	31路線
廃止	2路線

- (1) 都市計画法に基づく開発行為等に伴う路線の認定及び廃止

(決算関連議案)

1 平成30年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(建設局 下水道管理部 下水道経営課)

未処分利益剰余金4,000,258,447円のうち1,449,491,353円を減債積立金に積み立て、2,550,767,094円を資本金に組み入れる。
--

- (1) 未処分利益剰余金について、一部を企業債の償還に充てるため減債積立金に積み立てるとともに、H30年度に企業債償還に使用した減債積立金の額に相当する額を資本金に組み入れる。

(決算の認定)

1 決算の認定について

18

(平成30年度の一般会計、14特別会計、3企業会計の各会計の決算の認定)